

May, 2018

IFRS第17号 TRG Meeting Flash

2018年5月に開催されたTRG（Transition Resource Group）の概要



2018年5月、IFRS第17号の実務上の諸論点を議論するTRG（Transition Resource Group）が開催され、主に以下のテーマについて議論がなされた。

- 複数の保険契約の結合
- 個別企業およびグループレベルでのリスク調整の決定
- 契約の境界線内のキャッシュ・フロー
 - 契約の境界線を評価する際の制約
 - 保険カバーを追加するオプション
- 価格の再設定が可能な再保険契約に係る契約の境界線
- カバー単位を識別するための給付の量の決定
 - 投資要素を含まない保険契約
 - 投資要素を含む保険契約

1. 複数の保険契約の結合

論点の所在

住宅総合保険と自動車保険など複数の保険契約を同一の保険契約者と同時に締結し、保険契約者はそれらの保険契約全体で割引を受けるような場合がある。このような場合、IFRS第17号では、当該複数の保険契約を単一の保険契約として扱う必要があるかが論点となる。

TRGの議論

TRGメンバーは、法的形態が単一の契約とされているような保険の取り決めは、基本的には実質的に単一の契約と考えられることには合意したようである。IFRS第17号は、同一の（または関連している）相手方との複数の保険契約が、1つの全体的な商業的效果を達成するか、または達成するように設計されている場合には、当該複数の保険契約は実質的に単一の契約であると考えられる場合がある、としている（9項）。

また、TRGのメンバーは、以下のような議論を行った。

- 複数の保険契約を結合するかどうかは、すべての関連する事実および状況を考慮して判断すべきであり、単一の要素が決定的な要因とはならない。
- 一方の契約の失効または満期が、他方の契約の失効または満期の原因となる場合には、これらの契約が全体的な商業的效果を達成するように設計されていることを示唆している場合がある。
- 同一の相手方と複数の保険契約を同時に締結している、または保険契約者が複数の保険カバーを購入した場合に割引を受けるという事実だけでは、必ずしも複数の保険契約が全体的な商業的效果を達成するという事にはならない。
- 複数のカバーに係る割引または相互補助を観察可能な証拠に基づいて各構成要素に比例的に配分することが、個々の構成要素の経済実態をよりよく反映することがあるかもしれない。

今後の影響

複数の保険契約が実質的に単一の保険契約であると考えられるような兆候がある場合には、それらの契約を結合することが適切かどうかを判断する必要がある。この場合、考慮すべき関連する事実および状況には、以下のようなものがある。

- 複数の保険契約に基づく権利と義務が、別々に考えた場合と結合して考えた場合とで異なるか
- 異なる保険契約によってカバーされる異なるリスクが相互に依存しているか（例：一方の契約のリスクが他方の契約のリスクを相殺または減少させているなど）

2. 個別企業およびグループレベルでのリスク調整の決定

論点の所在

非金融リスクに係るリスク調整（以下、リスク調整）を算定する目的は、企業が認識する非金融リスクの経済的負担を財務諸表に反映させることである。そのため、リスク調整は、そのリスクを負担するために要求する報酬を決定する際に考慮される分散効果を反映する。ここで、リスク調整を決定する際に、企業またはその企業グループが単一の企業の枠を超えて（例えば、連結グループレベルで）分散効果を考慮できるか否かが論点となる。

TRGの議論

TRGの議論では、リスク調整の計算に保険契約の発行企業よりも高いレベルで発生する分散効果を反映するのは、当該発行企業が非金融リスクを負担するために要求する報酬を決定する際に、発行企業よりも高いレベルで発生する分散効果を考慮している場合に限られる、ということが確認された。こうした報酬は、グループ企業間の資本配分によって根拠づけられる。

グループレベルのリスク調整に関しては、2通りの方法が議論された。

- IASBスタッフと一部のTRGメンバーは、リスク調整の金額は保険契約を発行する企業が一義的に決定すべきであるという意見を述べた。この場合、グループレベルのリスク調整の金額は、グループ企業の個別財務諸表のリスク調整と同じでなければならない。
- 一方で、他のTRGメンバーは、グループ内の個々の企業は、連結ベースで見た非金融リスクとは異なる非金融リスクの認識を持つ可能性があるという意見を述べた。この場合、同じ保険契約グループに対して、報告単位によって異なるリスク調整の金額が計算される可能性がある。

なお、TRGメンバーは、グループレベルで選択したリスク調整の計算方法は、すべての保険契約グループに対して一貫して適用されるべきだと述べた。

今後の影響

保険会社によっては、個別企業レベルとグループレベルで同じリスク調整を使用することを望むかもしれない。この場合、それぞれの報告単位に応じて複数のリスク調整を計算するよりも実務上の負荷は少ないであろう。

IFRS第17号はプリンシプル・ベースであり、リスク調整の決定方法を明確に規定していないが、IFRS第17号を適用する保険会社は、以下を考慮する必要がある。

- どのように事業の価格設定をしているか
- どのように資本が割り当てられ、目標リターンが決定されるか
- グループレベルの分散効果を反映する、グループレベルのリスク選好とリスク管理の枠組みの中で、保険契約の発行会社が事業を行っているか

3. 契約の境界線内のキャッシュ・フロー

3.1 契約の境界線を評価する際の制約

論点の所在

保険会社が保険契約者にサービスを提供する実質的な義務を負っている場合、実質的な権利と義務から生じるキャッシュ・フローは契約の境界線内にあり、関連する保険契約グループの測定に含まれる。このサービスを提供する実質的な義務は、保険者が特定の契約者（または保険契約ポートフォリオ）のリスクを再評価する実質的な能力を有し、その結果、当該リスクを完全に反映する価格または給付水準を設定できる場合に終了する。ここで、保険会社が価格を再設定できる実質的な能力はどのような制約を受けるかが論点となる。

TRGの議論

TRGメンバーは、新契約と既存契約に等しく適用される制約は、保険会社の実質的な能力を制限しないであろうことに合意した。IFRS第17号は、再評価に関する潜在的な制約要因を規定していないため、制約要因は契約上、法的または規制上の制約に限定されるものではない。

今後の影響

制約要因を検討する際に、規制上または法的要求事項により課させる制約は比較的明確であるが、市場やその他の制約が同じ法域のすべての保険会社の新契約と既存契約に等しく適用されるかどうかを検討することが重要となるであろう。すべての保険会社が既存契約の価格を新契約と同じように再設定可能であれば、価格の再設定に係る保険会社の能力は実質的に制限されない。

3.2 保険カバーを追加するオプション

論点の所在

保険契約者が将来的に保険カバーを追加することができるオプションが付された保険契約がある。保険契約者がそのオプションを行使すれば、保険会社は追加のカバーを提供する義務を負う。この場合、将来のオプション行使に伴う期待キャッシュ・フローが契約の境界線内に含まれるか否かが論点となる。

TRGの議論

オプションが別個の契約とはみなされず、当初認識時において実質的な義務を反映している限り、保険会社はオプションを含む契約全体で契約の境界線を評価すべきであるという点について、TRGメンバーは合意したようである。

TRGメンバーは、オプションに関連するキャッシュ・フローに関して、以下のような議論を行った。

- 保険契約者がオプションを行使した時点で、保険会社が契約全体を再評価する実質的な能力を有している場合、当該オプション行使に伴う期待キャッシュ・フローは契約の境界線外となる。
- 保険契約者がオプションを行使した時点で、保険会社が将来の追加カバーのみを再評価する実質的な能力を有する場合、当該オプション行使に伴う期待キャッシュ・フローは契約の境界線内となる。

今後の影響

オプション行使に伴うキャッシュ・フローが既存の保険契約の境界線内にあるかどうかを判断する場合、まず、基本契約とオプションを別個の契約に分割する必要があるかどうかを評価する必要がある。オプションが別個の契約とはみなされない場合、保険契約者にオプションを提供することにより実質的な権利と義務が生じるかどうかを検討する必要がある。

保険契約の測定において、現行会計の下では、基本契約とオプションの保険料を別々に見積もることが一般的であるが、IFRS第17号では、オプションも含めた契約全体で契約の境界線を検討しなければならない可能性がある。したがって、IFRS第17号においては、こうした契約を測定する際に、一部のキャッシュ・フローの見積りに新たな方法を採用することが必要かもしれない。

4. 価格の再設定が可能な再保険契約に係る契約の境界線

論点の所在

一部の再保険契約には、元受保険会社に事前通知を行うことを条件として、残存カバーの価格を将来に向かって改定することができる条項が含まれている場合がある。このような契約では再保険会社が通知した場合に限り、元受保険会社は再保険契約を中途解約する権利を有することが一般的である。したがって、保有する再保険契約において、再保険会社にとって通知が可能な期間までの将来キャッシュ・フローのみを契約の境界線に含めるか、通知可能期間が終了した後の期間も含めて契約の境界線に含めるべきかという論点がある。

TRGの議論

2月のTRGミーティングにて、TRGメンバーは、保有する再保険契約に係る契約の境界線内のキャッシュ・フローは、元受保険会社の実質的な権利と義務から生じていることを確認した。

保有する再保険契約の場合：

- 実質的な権利は、再保険会社からサービスを受ける権利である。
- 実質的な義務は、再保険会社に金額を支払う義務である（すなわち、再保険会社は再保険料の支払いを元受保険会社に課することができる）。

5月のTRGミーティングにて、TRGメンバーは、元受保険会社は再保険契約のカバーを終了させる能力をコントロールできず、再保険会社への支払義務が継続していることを確認した。したがって、契約の境界線には、価格再設定の通知期間後の期待キャッシュ・フローも含まれることになる。

今後の影響

元受保険会社は保有している再保険契約に係る再保険料を支払う義務を課される場合があり、この義務により再保険契約の測定に使用されるキャッシュ・フローが影響を受ける可能性がある。保険会社は、再保険契約の条件および関連するすべての事実および状況（契約当事者双方の権利および義務を含む）を分析し、契約の境界線を決定する必要がある。

5. カバー単位を識別するための給付の量の決定

5.1 投資要素を含まない保険契約（2月及び5月の議論）

論点の所在

保険契約グループの契約上のサービス・マージン（以下、CSM）は、カバー単位に基づいて損益として認識される。カバー単位は、保険契約により提供される給付の量および予想カバー期間を考慮して決定される。

保険商品は多様かつ複雑であり、保険契約グループに含まれる個々の契約で提供される給付の量の決定は判断の領域である。したがって、カバー単位を決定する際にどのような要素を考慮すべきかが論点となる。

TRGの議論

CSMを損益として各報告期間に配分する目的は、各期間に提供されるサービスを財務諸表に反映することである。IFRS第17号は、カバー単位の決定方法を明確に規定していないため、保険会社が、提供されるサービスを見積もるための体系的かつ合理的な方法を定める必要があることについてTRGメンバーは合意した。当該目的を達成しうる方法としてTRGにて議論された方法は以下の通りであるが、一部の方法は特定の条件下ではCSMを配分する目的に適合しないことを確認した。

- 保険契約グループ内の契約数を反映して、時の経過に伴い直線的にCSMを配分する方法
- 契約上の最大カバーを使用する方法
- 保険契約者が各期間に有効に請求することができる額と保険会社が期待する金額を使用する方法
- 期待キャッシュ・フローを基礎とする方法
- 受取保険料を基礎とする方法

今後の影響

多くの保険契約グループには、類似したリスクとカバーの契約が含まれる。このような場合、「保険契約グループ内の契約数を反映して、時の経過に伴い直線的にCSMを配分する方法」は、合理的な方法の1つであるかもしれない。

それ以外のより複雑な保険契約グループ（例えば、保険契約グループが異なる複数のリスクを伴う契約を含む場合、または異なる期間にわたり異なるレベルのカバーが提供される保険契約を含む場合）には、CSMを配分する目的に適合する他の方法を検討する必要があるだろう。

5.2 投資要素を含む保険契約（5月の議論）

論点の所在

多くの保険契約には投資要素が含まれている。ここで、投資要素を含む保険契約のカバー期間およびカバー単位は保険カバーのみを反映すべきか、投資要素のいくつかの特徴も反映すべきかという論点がある。

TRGの議論

IFRS第17号は、直接連動有配当契約を保険サービスと投資関連サービスの両方を提供する契約と定義している。TRGメンバーは、直接連動有配当契約の場合、以下のような点を確認した。

- 提供される給付の量と期待カバー期間を決定する。
- 各期間の損益として認識するCSMは、保険サービスと投資関連サービスの両方を反映すべきである。

IASBスタッフと一部のTRGメンバーは、上記の点について基準の規定を明確化する必要があるかもしれないという意見を述べたが、その必要はないという意見を述べたTRGメンバーもいた。

また、IASBスタッフおよび一部のTRGメンバーは、直接連動有配当契約には該当しない投資要素を含む保険契約の場合、IFRS第17号の規定に従えば、カバー期間およびカバー単位は保険サービスのみを考慮して決定されるとの見解を示した。しかし、多くのTRGメンバーは、そのような保険契約は保険サービスのみを提供するものとして扱われるべきではないという意見を述べた。

今後の影響

直接連動有配当契約に関するTRGの議論の結果は、これらの契約が認識され、会計処理される方法（変動手数料アプローチ）と整合しており、契約の特性を反映しているように思われる。この種の契約は多岐にわたるため、保険サービスと投資関連サービスの両方を反映したサービスの提供パターンの評価には判断が伴うことが想定される。

一部のTRGメンバーは、提供された投資関連サービスが直接連動有配当契約のCSMの配分のみを反映されれば、経済的に類似した契約であっても直接連動有配当契約の定義を満たすか否かによってCSMの配分パターンが著しく異なる結果となる可能性があることを確認した。

IASBスタッフは、次のステップを検討する前に、TRGでの議論の内容をIASBに報告する予定である。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人
IFRSアドバイザー室
ファイナンシャルサービス本部
azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.